

## 「判比量論」の角筆譜について

岩田宗一

## (一)

「判比量論」は新羅の元暁(六一七―六八六)によつて六七一(咸亨二)年に著わされた<sup>①</sup>。中国には慧沼(六五〇―七一五)により伝えられたと考えられ、彼の著「成唯識了義燈」には早くも引用されている。また当時の日本も新羅との交流が盛んで、相互に学僧が往来しており、彼らによつて少なくとも七四〇年以前には日本に伝来したと考えられている<sup>④</sup>。

七五六年に始まるとされる正倉院の文書目録には、書写年代の遡る「判比量論」の名があったが、すでに散佚している。その後一九〇五年の続蔵経や一九二二年の「書苑」にその断簡の写真が収載されたものの、それはわずか六十字以内の最末尾部分の一載片のみであった。しかし、一九六七年に大谷大学教授神田喜一郎博士によつて祖父神田信

醇京都帝室博物館学芸委員の蒐集に関わる伝書として発表された「判比量論」は、三紙、一〇五行、二千字に及んでいる<sup>⑦</sup>。そして先に掲げた続蔵経本と並んで光明皇后(七〇一―七六〇)の所蔵を示す「内家私印」が押印されており、これによつてこの写本が光明皇后の事実上の政務所「紫微中台」に収蔵されていたことが明らかとなり、かつ、正倉院の文書目録に揚げられているものと一致したのである。

「判比量論」は正倉院文書に拠れば二十五紙とあり、この発表は全体像からは未だ一部分とは云え、同論研究を飛躍させる画期的な業績といわなければならぬ。

この発表は富貴原章信博士の研究論文とともにその影印が公刊され、同年、桜部健教授によつて「大谷学报」(四七―三)にも紹介された<sup>⑧</sup>。富貴原教授がその研究論文の中で述べられているところによれば、正倉院文書等の調査は全て高橋正隆元教授(当時、図書館幹事主任・翌年、課長・司書)によつて行われたとのことであり、神田喜一郎博士・富貴原章信博士をはじめとする当時の大谷大学の研究者が挙げてこの公開と刊行の任に携わったことが判る。

この「判比量論」が現在、再び注目を集めることとなつたのは、偏に小林芳規広島大学名誉教授・徳島文理大学教授によつて二〇〇二年四月二日に大谷大学で発表された

「大谷大学蔵新出角筆文献について」に負っている。

小林芳規教授は角筆研究の第一人者であるが、同じく角筆研究者である高橋正隆大谷大学元教授と尾崎正治同図書館司書の協力のもと、大谷大学図書館蔵書の文献類の調査の中で、この「判比量論」に角筆のあることを発見されたのである。

その角筆記号について小林教授はそれぞれに实例を揚げた上、①本文の文字に関するもの ②行間に書き入れられた節博士（B型） ③声調・声点譜（符）と見られる圈点④合符 ⑤横長の波線（A型）とに分類された。

本稿はそのうち、主として②の部分に関して、これらの角筆記号が声明旋律を示唆する博士譜の播籃期の姿であり、その後にくる墨譜声点博士につながり、さらには一定の形態に統一されていく譜博士への出発に当たることを述べようとするとするものである。そして小林芳規先生の今回のこの資料における角筆の発見が、声明記譜法に関するこれまでの定説を覆す重大な内容を含んでいることに注目しなければならぬ。このような重要な研究の発表に、筆者が何らかのコメントを申し上げることのおこがましさは重々承知しているが、これまでの声明研究に因んでお許し頂きたく、またこのような機会を与えていただいたことを光栄に思う

ものである。

筆者はこれまで声明譜に関して角筆の存在は視野に無かつたといふべきである。かねてより高橋正隆先生より再三にわたって角筆の存在に留意し、注目するようにとの教示を受けていたが、その実物に接することはもとより、研究課題とすることもなかった。今回を得がたい機として、注目していきたいと考えている。

## (二)

声明の旋律を示唆していると考えられる墨書または朱書による諸記号に関しては、これまでに様々な論考が発表されている（以下、敬称は「氏」に統一）。研究者は頼惟勤氏<sup>①</sup>・沼本克明氏<sup>②</sup>・新井弘順氏<sup>③</sup>・片岡義道氏<sup>④</sup>ほか多数に上っている。しかし今回の小林芳規氏の発表を除いてその全てはいわゆる墨（朱）譜または陽刻（木版）譜についてであり、沼本克明氏によれば最古のものは十世紀後期とされている<sup>⑤</sup>。

ところで「判比量論」は七四〇年以前には日本に伝えられたと考えられているが、それから間もない七五二年には東大寺の大仏開眼供養会<sup>⑥</sup>が大々的に催されている。そしてこのときまでに日本の仏教儀式は、南都の宮廷を中心とし

て元興寺・飛鳥寺・大安寺・薬師寺・興福寺などで大規模かつ頻繁に行われている<sup>⑮</sup>。同時にその儀式と不可分の、現在云うところの声明(当時の呼称は梵唄)も当然唱えられていたことは、すでに七二〇年に、經典の唱法(声点やそれに基づく旋律を含んでいると思われる)を道采<sup>⑰</sup>のそれに統一するようにとの勅令が出されていることによっても伺い知ることができる。さらに七八三年には太政官符として「止哀音あひかん可用正音事ちんぎんもちょうきんじ」が出されていることから、梵唄の隆盛ぶりが分かるが、ここで云う「正音」こそ唐・新羅からの発音と旋律の伝承を指しているものと考えられる。このように、当時すでに声明曲を唱える僧侶は多数に上っていたことが判るが、しかしその声明の旋律を知る手がかりとなる資料は皆無とされてきた。したがってわが国に最初に現れたと考えられる墨譜による声点博士は十世紀後半以後としなければならぬであろう。

ここで、沼本氏が「訓点資料に於ける節博士」の中で詳細な実例分析の結果、九六七年から一二〇八年までの写本經典に書かれた墨(朱)書としての、声点博士を抽出された表から、これを要約して次に掲げることを許されたい。なおこの声点は小林芳規氏が先の研究発表のレジメに掲げられた「日本の新しい声点」とされるものと一致している

と思われる。

※資料Iを参照

(三)

筆者は「判比量論」の実物の閲覽と調査によって角筆個所の確認と判読を試みたが、先にも記したようにこれまで角筆の実際に当たってこれを判読することが無かったこともあり、如何にその作業が困難極まりないことを自覚させられる結果となった。その結果、永年にわたって角筆の判読に携わってこられた小林芳規氏の判読に委ねることとなった。

さて、この角筆が日本において書き入れられたのか、それとも新羅において書き入れられたのかを直ちに断ずることとは困難であるが、小林氏の指摘の通り「根」への振り仮名が新羅の「ㄱㄴㅇㄹ」であるならば、次の二つの場合が考えられる。すなわち、既に新羅において書写され、角筆も書き入れられたものが日本に伝わった場合と、新羅より日本に写本が伝来して後、日本でさらに書写され、その直後に新羅僧または極めて近い関係にある人物によって角筆が書き入れられた場合であるがこの何れの場合も可能性がある。なぜなら、角筆の一部に墨跡から墨液を角筆の



所(文字)のうち二文字についてほぼ対応していると認められる。また、声点の位置関係に拘らなければ、類似せる記号はさらに多くなることも明らかとなった。勿論、このように全てが一致する訳ではないが、それは、同じ旋律でもその記譜形状が変化し、かつ定型化していく過程と見なすことができる。やがて声明の記譜法は、このような四声点から離れて、短い直線や曲線の文字に対する角度によって五音を表示する方向へと進むが、その初期には、やはり四声が発音と旋律の抛り所となっていた時期が長く続いたことを、この資料は示している。しかも角筆という方法で、テキストを墨や朱で汚すことなく、書き入れるという発想力に敬服せざるを得ない。

ところでこのような譜博士が具体的にどのような旋律を表示しているかは、声明研究上最も重要であるが、その形状から判断するならば、多くは様々なユリ「揺」の形態を表示していると思われる。しかし声明譜がリズムや音高の細やかな変化といった厳密な旋律の表記には適さない記譜法であるという事情は、今日に至るも変わらない。本質的には口承口伝によって伝承されてきた音楽であることを抜きにしては少なくとも声明の記譜の歴史は語る事ができない。中世以降、記譜法が一定の規範に基づいて定着して

いるはずの時期の、同一曲同一旋律についてさえ、異なる表示のあることを考慮しなければならない。ただしそのような事情があるとはいえず、声明の記譜法の変遷を跡付けることには大きな意義のあることは言うまでもない。それは声明の歴史を明らかにするために避けて通れない道と考えるからである。

さて、このような考察を経て明らかとなってきたことは、少なくとも西暦七六〇年以前に、この角筆記号による声明譜資料が日本に存在したということであり、その書き入れ者が新羅僧または彼らと極めて近い関係にある人物によつてなされたこと、さらにその譜が後世の墨書による声明譜と類似した形態を持っていると云うことである。

このことは、日本における声明博士譜の起源が、これまで空白期と考えられてきた十世紀後期以前をはるかに遡って、八世紀半ばに求めることができると云うことであり、その原点が新羅の角筆にある可能性を強く示唆しているのである。さらにこのような角筆が敦煌文献の「観音経」(十世紀)の偈にも施されているとの小林芳規氏の指摘があり、その広がりに関する研究の進展は、声明博士が日本独自の表記法としてきたこれまでの通念の見直しが迫られる時期に来ていることを示している。このような展望の中

での今回の小林芳規氏の大谷大学図書館における「判比量論」の角筆の発見は、声明史研究の立場から見ても画期的な意義を有する発見と云うことができよう。

最後に、本稿の執筆を勧められ、かつ多大のご教示を戴いた小林芳規先生に深甚の謝意を表するものである。また、資料の閲覧やご配慮を賜った木場明志真宗総合学術センター長、高橋正隆先生、尾崎正治先生に心から感謝を申し上げたい。

註

- ① 富貴原章信「判比量論の研究」第一判比量論の傳世二 昭和四二年（全七六+欧文2頁）神田喜一郎「判比量論」の解説部分。
- ② 同研究 第一判比量論の傳世一 五頁。
- ③ 同研究 第九判比量論逸文三 七六頁。
- ④ 同研究 判比量論の傳世二 七頁。
- ⑤ 同研究 判比量論の傳世二・三 七・八頁。
- ⑥ 同研究 判比量論の傳世一 四頁。
- ⑦ 同研究 判比量論の傳世一 五頁。
- ⑧ 桜部 健「新刊紹介判比量論」〔大谷学報〕四七―三（昭和四二年）。
- ⑨ 富貴原章信「判比量論の研究」第一判比量論の傳世三 十一頁。
- ⑩ 小林芳規氏の角筆に関する最近の論著『韓国における角筆文獻の発見とその意義―日本古訓点との關係―』〔朝鮮学報〕一八二 平成十四年。
- ⑪ 頼 惟勤『言語研究』十七・十八「漢音の声明とその声調」昭和二六年（全四六頁）ほか。
- ⑫ 沼本克明『日本漢字音の歴史的研究』〔訓点資料に於ける節博士〕一九九七 汲古書院刊。
- ⑬ 新井弘順「声明の楽譜と記譜の変遷」（全二八頁）・『日本音楽史研究』3「天台声明の博士について」平成十三年（全四二頁）ほか。
- ⑭ 片岡義道『東洋音楽選書』六「天台声明」（全六九頁）・「声明譜の二系統について」昭和四七年（全九頁）ほか。
- ⑮ 東大寺要録二（続々群書類従十一）。
- ⑯ 岩田宗一「声明儀礼資料年表」（全二五七頁）一九九九年 法蔵館刊（この項、日本書紀・扶桑略記・元亨積書ほかによる）。
- ⑰ 道栄―唐僧 生没年不詳 奈良時代（続日本紀10・元亨積書16・本朝高僧伝67）。
- ⑱ 經典の唱法統制―扶桑略記6・続日本紀8・元亨積書22。
- ⑲ 太政官符―類聚三代格3・元亨積書23・魚山叢書鼻37。
- ⑳ 金田一春彦『四座講式の研究』三省堂刊 一九六四年。
- ㉑ 岩田宗一「声明の研究」〔八句念仏〕諸譜と旋律の形態―甲様の場合―（初出・『大谷学報』五八―一一九七八）法蔵館刊 一九九九。

	入声	去声	上声	
44		27	13	1
45		28	14	2
46		29	15	3
47		30	16	4
48		31	17	5
49		32	18	6
		33	19	7
		34	20	8
		35	21	9
		36	22	10
		37	23	11
		38	24	12
		39	25	
		40	26	
		41		
		42		
		43		

平声

声点博士譜 (墨による書き入れ) 沼本氏の一覽表により作成

資料 I

資料 II

小林芳規氏の判読による角筆譜(墨譜との比較の便のため縮小)

① 乱(第八節二十行)

② 定(第八節二行)

③ 過(第八節二行)

④ 矢(第八節二行)

⑤ 二(第九節三行)

⑥ 成(第九節二八行)

⑦ 別(第九節三十行)

⑧ 速(第十節三七行)

⑨ 不(第十節三三行)

⑩ 言(第十節三六行)

⑪ 識(第十節三八行)

⑫ 根(第十節四四行)

⑬ 識(第十節五十行)

⑭ 此(第十節五十行)

⑮ 因(第十一節五七行)

⑯ 向(第十一節五七行)

⑰ 餘(第十一節六三行)

⑱ 立(第十一節六七行)

⑲ 別(第十一節七十行)

⑳ 一(第十一節七一)

㉑ 意(第十二節八十行)

㉒ 量(第十二節八十行)

㉓ 更(第十三節九二行)

㉔ 我(第十四節百行)

1 成(回向偈一行)

2 道(回向偈一行)

3 理(回向偈一行)

4 甚(回向偈一行)

5 自

(回向偈一行)

6 非(回向偈一行)

7 笑(回向偈一行)

8 却(回向偈一行)

9 微(回向偈一



	14	拳	(回向偈二行)		10	易	(回向偈一行)
(回向偈二行)	19	道	(回向偈二行)		11	今	(回向偈二行)
	20	流	(回向偈二行)		12	依	(回向偈二行)
	21	世	(回向偈二行)		13	聖	(回向偈二行)
					15	隅	(回向偈二行)
					16	願	(回向偈二行)
					17	通	(回向偈二行)
					18	仏	

(本学名誉教授 音楽学・佛教音楽)

〈キーワード〉 声明譜、角筆、新羅